

盛岡市中央卸売市場青果仲卸売場の自動火災報知設備の損傷に係る
損害賠償請求事件について

平成 18 年 11 月 21 日
農林部 中央卸売市場

- 1 青果仲卸業者の廃業に伴う盛岡市中央卸売市場青果仲卸売場の原状回復に係る工事の際に、当該工事の発注者である [REDACTED] は、盛岡市中央卸売市場青果仲卸売場の自動火災報知設備の一部を損傷し作動不能にさせた。

発生日時 平成 18 年 3 月 28 日午後 1 時 23 分ごろ

損傷の原因 仲卸売場の原状回復に係る工事の際、自動火災報知設備の 24V 用の配線に 100V の電灯用配線が接触したため、損傷を受けたものと推定される。

損傷の箇所 差動式スポット型感知器等感知器関係 65 個、CTU 基板 1 枚

損傷の範囲 青果仲卸売場、通路等の一部

経過の概要 面談等による催告

平成 18 年 3 月から 10 月

顧問弁護士相談

平成 18 年 5 月から 10 月

修復を求める通知

平成 18 年 10 月 3 日発送（修復期限 10 月 13 日）

修復が期日までに履行されなければ訴えを提起する旨を併せて記載

[REDACTED] に対し、上記のとおり修復を行うよう催告をしたが履行されなかったため、市が修復工事を実施し、平成 18 年 11 月 1 日に同設備の修復を行った。

- 2 盛岡市中央卸売市場青果仲卸売場の自動火災報知設備の修復に要した経費 2,193,450 円の支払いを求め、次の者を被告として盛岡地方裁判所に損害賠償請求の訴えを提起しようとするものである。

(1) 住 所

法人名

(2) 住 所

法人名

- 3 訴えの根拠 民法第 709 条（不法行為による損害賠償）による。